

災害時の授業等の取り扱いについて

- ◆暴風警報発表時の授業(定期試験を含む)について
- ◆公共交通機関のストライキ時の授業(定期試験を含む)措置について
- ◆「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の授業等の措置について

◆暴風警報発表時の授業(定期試験を含む)について

尾張東部地域または同地域のいずれかの市町村に「暴風警報」または大雨、暴風、暴風雪、もしくは大雪に関する「気象特別警報」が発表された場合の授業等(定期試験を含む)の措置については、以下の措置に従います。

授業開始以降に警報の発表があった場合は、全学放送等で授業措置の情報を提供します。

なお、警報が発表されていない場合でも、気象状況が時間の経過とともに悪化し、数時間後には警報の発表が十分予測されるときは、休講の措置を行うことがあります。措置の有無については、大学公式 Web ページ等に掲載します。

上記の各地域に警報が発表されていない場合であっても、周辺地域に発表されている場合がありますので、通学および帰宅する際には、安全確保に十分注意して行動するようにしてください。

なお、学生の居住地ならびに通学経路上の地域に警報が発表されて帰宅が困難となった場合には、学生の求めに応じ、大学が待機場所を提供します。

警報発表時の授業(定期試験を含む)措置について

午前7時より前に解除の場合	1時限目より平常どおり授業
午前7時以降午前11時より前に解除の場合	3時限目より平常どおり授業
午前11時以降午後2時より前に解除の場合	5時限目より平常どおり授業
午後2時以降に解除の場合	全時限休講
授業開始以降に発表された場合	大学の指示による

警報発表区分の地図は、[こちら\(気象庁 web ページ\)](#)を参照。

◆公共交通機関のストライキ時の授業(定期試験を含む)措置について

名古屋市営交通機関のストライキの場合:「暴風警報発表時の授業(定期試験を含む)について」の措置に準じる

JR および私鉄のストライキの場合: 平常どおり授業

◆「南海トラフ地震臨時情報」※が発表された場合の授業等の措置について

「南海トラフ地震臨時情報」に付記されるキーワードごとの授業等の措置は次のとおりです。

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報が発表されます。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記されるキーワード	発表に伴う授業等の措置	発表解除に伴う授業等の措置
<p>調査中</p> <p>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催された場合に発表される。</p>	<p>① 発表があった場合でも、授業や課外活動は平常どおり実施。</p>	
<p>巨大地震警戒</p> <p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価された場合に発表される。</p> <p>巨大地震注意</p> <p>・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価された場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)に発表される。</p> <p>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合に発表される。</p>	<p>① 授業開始前に発表があった場合は、登校せずに自宅待機。登校途中であれば速やかに帰宅。</p> <p>② 授業開始後に発表があった場合は、授業(試験を含む)や課外活動は中止し、速やかに帰宅。</p>	<p>解除された日の翌日から授業や課外活動を平常どおりに再開。</p>

※「南海トラフ地震臨時情報」発表条件(気象庁 Web ページより)

- ・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

以上